



# 営業秘密保護に関する法改正 及び実務対応

北京天达共和律师事务所 管冰 弁護士

2020年12月17日



## 目録 CONTENT

## 主な内容

- 1、中国の営業秘密関連制度の概要
- 2、営業秘密関連の法改正にかかるとの解説
- 3、営業秘密関連の注目すべき判決
- 4、営業秘密管理における留意すべき点

## 主な内容

- 1、中国の営業秘密関連制度の概要
- 2、営業秘密関連の法改正にかかる解説
- 3、営業秘密関連の注目すべき判決
- 4、営業秘密管理における留意すべき点

1



# 中国の営業秘密関連制度の概要

## 法律

- 民法典 2021年01月01日 施行
- 不正競争防止法 2019年04月23日 改正
- 刑法 2017年11月04日 改正  
(刑法改正案(十一)草案)

## 部門 規章

- 営業秘密侵害行為禁止に関する若干規定  
1998年12月03日 施行



## 中国の営業秘密関連制度の概要

### 司法 解釈

- 不正競争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 2007年02月01日 施行
- 営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定 2020年09月12日 施行
- 知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用に関する若干問題の解釈 2004年12月22日 施行
- 知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（三）2020年09月14日 施行
- 営業秘密侵害刑事事件の立件の訴追基準の改正に関する決定 2020年09月17日 施行



# 中国の営業秘密関連制度の概要

## 民法典

第123条 民事主体は知的財産権を享有する。

知的財産権とは、権利者が法に基づき次に列挙する専有権を享有する。①著作物、②発明、實用新案、意匠、③商標、④地理的表示、⑤営業秘密、⑥集積回路配置設計、⑦植物新品種、⑧法律が規定するその他の客体。



# 中国の営業秘密関連制度の概要

## 営業秘密

### 営業秘密について

第9条4項 本法において営業秘密とは公衆に知られていない、商  
①  
業的価値を有し且つ権利者が関連の秘密保持措置を取った技術情  
②  
報、経営情報などの商業情報をいう。③

2

## 主な内容

- 1、中国の営業秘密関連制度の概要
- 2、営業秘密関連の法改正にかかると解説**
- 3、営業秘密関連の注目すべき判決
- 4、営業秘密管理における留意すべき点



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 中米第1段階合意

1、営業秘密侵害の主体

「不正競争防止法」 第9条2項

2、権利侵害禁止の範囲

「不正競争防止法」 第9条1項

3、立証責任の分配

「不正競争防止法」 第32条

4、臨時禁止命令の保護措置

「営業秘密に関する規定」 第15条



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 中米第1段階合意

5、刑事訴追の基準

「営業秘密侵害刑事事件の立件の  
訴追基準の改正に関する決定」

6、刑事手続き及び処罰

刑法修正案（十一）草案

7、政府による秘密保持  
義務

「不正競争防止法」 第15条、  
第30条



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 不正競争防止法（2019年4月23日 改正）

①

営業秘密侵害行為  
の種類

②

営業秘密侵害行為  
の主体

③

営業秘密侵害行為  
による損害賠償

④

営業秘密侵害行為  
に対する処罰

⑤

立証責任の分配



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 不正競争防止法

### 営業秘密侵害行為について - ①

第9条1項 事業者は、次の各号に掲げる営業秘密に係る侵害行為を実施してはならない。

- (1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、**電子的手段による侵入**又はその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。
- (2) 前号に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 不正競争防止法

### 営業秘密侵害行為について - ②

第9条1項 事業者は、次の各号に掲げる営業秘密に係る侵害行為を実施してはならない。

(3) **秘密保持義務**又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反して保有している営業秘密を開示、使用し、或いは他人に使用を許諾すること。

(4) **秘密保持義務**又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反するよう他人を教唆、誘惑、幫助して権利者の営業秘密を獲得、開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 不正競争防止法

### 営業秘密を侵害する行為の主体について

第9条2項 **事業者**以外の**その他の自然人、法人及び非法人組織**が前項に定める違法行為を実施した場合は、営業秘密を侵害したものとみなす。



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 不正競争防止法

### 営業秘密侵害行為による損害賠償について

第17条3項 不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償金額は、当該事業者が権利侵害によって受けた実際の損失に従って確定する。実際の損失を計算することが難しいときは、権利侵害者が権利侵害によって得た利益に従って確定する。事業者が悪意により営業秘密侵害行為を実施し、**情状が重大であるときは、上記の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定できる。**賠償金額は、事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。

第17条4項 事業者が本法第6条、第9条の規定に違反した場合において、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害によって得た利益を確定することが難しいときは、人民法院は権利侵害行為の情状に基づき**500万元以下**の賠償を権利者に与える旨の判決を下すものとする。



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 不正競争防止法

### 営業秘密侵害行為に対する処罰について

第21条 事業者並びにその他自然人、法人及び非法人組織が本法第9条の規定に違反し、営業秘密を侵害したときは、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、**違法所得を没収し**、10万元以上100**万元以下**の過料に処する。情状が重大であるときは、50万元以上500万元以下の過料に処する。



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 不正競争防止法

### 立証責任の分配について - ①

第32条1項 営業秘密の侵害に関する民事裁判プロセスにおいては、営業秘密の権利者が初步的な証拠を提供し、自らが主張する営業秘密について秘密保持措置を講じていることを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことを合理的に示す。権利侵害の嫌疑のある者は権利者が主張する営業秘密は本法に定める営業秘密に該当しないことを証明しなければならない。



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 不正競争防止法

### 立証責任の分配について - ②

第32条2項 営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提供し、営業秘密が侵害されたことを示し、かつ次に掲げる証拠のいずれかを提供した場合は、権利侵害の嫌疑のある者は自らによる営業秘密の侵害行為が存在しないことを証明しなければならない。

(1) 権利侵害の嫌疑のある者は営業秘密を取得するルート又は機会があり、かつその使用する情報が当該営業秘密と実質的に同じであることを示す証拠

(2) 営業秘密が権利侵害の嫌疑のある者により開示、使用又は開示、使用されたおそれがあることを示す証拠

(3) 営業秘密が権利侵害の嫌疑のある者により侵害されたことを示すその他の証拠



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（2020年09月12日 施行）

①

営業秘密の  
保護対象

②

営業秘密の  
構成要件

③

秘密保持  
義務

④

権利侵害の  
判断基準

⑤

行為保全措置

⑥

民事事件と刑事事件の処理

⑦

民事訴訟の  
手続き



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## ① 営業秘密の保護対象（第1条1項 2項）

### 技術情報

- 技術と関係のある構造、原料、組成、配合処方、材料、資料、型、植物新種類繁殖材料、製法、方法又はその手順、**アルゴリズム、データ、コンピュータープログラム**及びそれらの関係文書などの情報

### 経営情報

経営活動と関係のある**アイデア、管理、販売、財務、計画、サンプル、入札資料、顧客情報、データ**などの情報



# 営業秘密関連の法改正にかける解説

## ① 営業秘密の保護対象（第1条3項、第2条1項）

### 顧客情報

#### 2007年 不競法に関する司法解釈

第13条1項 商業秘密における顧客名簿とは、一般的には取引先の名称、住所、連絡先及び顧客の慣行、意向、内容などの構成に分けられた関連する公開情報の特殊な取引先の情報を指し、多くの取引先を取引先名簿として集めたもの及び長期的に安定した取引関係にある特定の取引先も含める。

#### 2020年 営業秘密に関する規定

第1条3項 前項にいう顧客情報には、顧客の名称、住所、連絡先及び取引の慣行、意向、内容等の情報が含まれる。

第2条1項 特定の顧客と長期に渡る安定した取引関係を維持していることのみを理由として、当該特定の顧客は営業秘密に該当すると当事者が主張する場合に、人民法院は、これを支持しない。



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## ② 営業秘密の構成要件（第3条～第7条）

### 非公知性

- 権利侵害被疑行為の発生時点において、その属する分野の関係者によって広く知られているもの及び容易に得られるものではない。
- 公知である情報について整理、改善又は加工を行った後に形成され、上記の条件に合致する新情報

### 秘密管理性

- 権利者が営業秘密の漏えいを防止するために権利侵害被疑行為の発生以前において、合理的な秘密保持措置を講じていたこと

### 価値性

- 現実の又は潜在的な商業的価値を有すること
- 生産経営活動中に形成され、上記の条件に合致する段階的な成果



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## ③ 秘密保持義務（第10条）

営業秘密保持義務

法令に基づく秘密保持義務

契約書に基づく秘密保持義務

信義誠実の原則及び契約の性質、目的、締結過程、取引慣行などに基づく秘密保持義務



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## ③ 秘密保持義務（第10条）

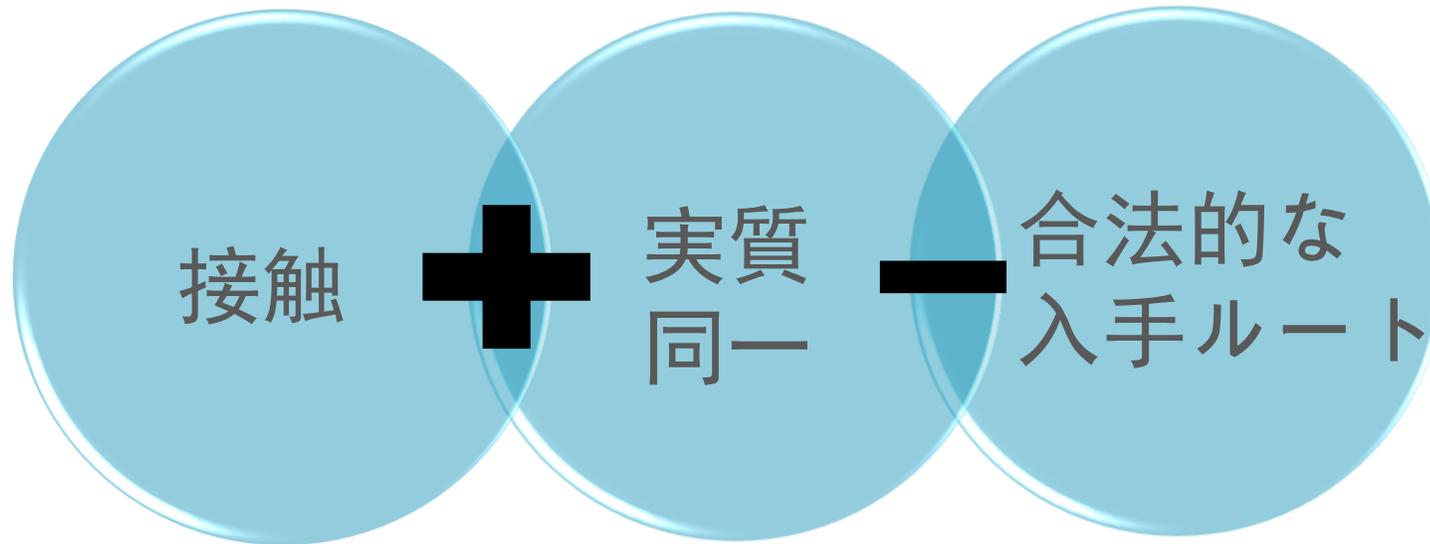
コメント:

- ① できるだけ書面にて資料を相手に提供すること
- ② 営業秘密として保護したい資料に「営業秘密」の印を押し、相手に明示すること
- ③ 相手が資料を受領した証拠（例えば、相手がサインした受領証明書など）を残すこと



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## ④ 権利侵害の判断基準（第12条、第13条、第14条）





# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## ⑤ 行為保全措置（第15条）

第15条1項 権利者の主張する営業秘密について、被申立人が不正な手段による入手、開示、使用又は他人に対する使用許可を試み、又はすでに行い、行為保全措置を講じなければ執行困難となるか若しくは当事者にその他の損害をもたらすこととなり、又は、権利者の合法的な権益が回復困難な損害を受けることなる場合には、人民法院は、行為保全措置を講ずる旨を法により裁定することができる。



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## ⑥ 民事事件と刑事事件の処理（第21条～第23条、第25条）

### 証拠

- 営業秘密侵害民事事件を審理する際に、営業秘密侵害犯罪に係る刑事訴訟手続きにおいて形成された証拠に対して、法的手続きに従い、全面的かつ客観的に審査をしなければならない。

### 賠償金額

- 民事事件の賠償金額は、同一の営業秘密侵害行為に対して、下した発行した刑事裁判書で認定された実際の損失又は違法所得に基づき、計算できる。

### 手続き

- 営業秘密侵害民事事件については、同一の営業秘密被疑行為に関わる刑事事件の審理結果を根拠としなければならない場合に、その民事事件の審理の中止を請求できる。



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## ⑥ 民事事件と刑事事件の処理（第21条～第23条、第25条）

コメント：

刑事事件において、公安は、当事者が自ら収集し難しい証拠を収集することが可能であるため、刑事訴追の基準に達した営業秘密侵害事件については、刑事告発をお勧めする。すでに、民事訴訟を提起した場合に、民事訴訟の中止を申請することができる。



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## ⑦ 訴訟の手続き (第27条)

### 第一審

明確にした営業秘密の具体的な内容について審理を行うこと



### 第二審

第一審で明確にしなかった営業秘密の具体的な内容を主張した場合に、調停和解を行うことができ、調停和解が成立できない場合に、別途提訴すること



# 営業秘密関連の法改正にかかる説明

## 刑法の改正

刑法	刑法改正案（十一）草案
<p>① 営業秘密の権利者に重大な損失を与えた場合</p> <p>② 特別な嚴重な結果を与えた場合に、3年以上、7年以下の懲役に処し、且つ罰金を科する。</p> <p>④ 約束違反</p> <p>⑤ 営業秘密の定義（不正競争防止法2017年版と一致）</p>	<p>① 情状が<b>重大</b>である場合</p> <p>② 情状が特に重大である場合、3年以上<b>10年</b>以下の懲役に処し、且つ、罰金を科する。</p> <p>③ 詐欺、電子侵入の営業秘密侵害行為の<b>増加</b></p> <p>④ <b>秘密保持義務</b>違反</p> <p>⑤ 営業秘密定義の<b>削除</b></p>



# 営業秘密関連の法改正にかかる解説

## 営業秘密に関わる刑法の司法解釈の改正

公安機関管轄の刑事事件の立案訴追基準の規定（二） 2010年05月07日	知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（三） 2020年09月14日	営業秘密侵害刑事事件の立件の訴追基準の改正に関する決定 2020年09月17日
<p>第73条「営業秘密侵害事件（刑法第219条）」営業秘密を侵害し、次の各号のいずれかに該当する場合、立件して訴追しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>（一）営業秘密権利者に与えた損失金額が<b>50万元以上</b>の場合</li><li>（二）営業秘密侵害行為による違法所得額が<b>50万元以上</b>の場合</li><li>（三）営業秘密の権利者を破産させた場合</li><li>（四）営業秘密の権利者に重大な損失を与えたその他の場合</li></ul>	<p>第4条 刑法219条に規定する行為を実施する場合、以下のいずれかを有する場合、「営業秘密の権利者に重大な損失をもたらす」と認定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>（一）営業秘密の権利者に損失を与えた額又は営業秘密の侵害による違法所得額が<b>30万元以上</b>の場合。</li><li>（二）直接に重大な経営の困難より直接的に、営業秘密権利者に破産させ、倒産させた場合。</li><li>（三）営業秘密の権利者にその他の重大な損失を与えた場合。</li></ul> <p>営業秘密の権利者に与えた損害額又は営業秘密侵害行為による違法所得額が<b>250万元以上</b>の場合、刑法第219条に規定された「特別重大な結果をもたらした」と認定しなければならない。</p>	<p>内容は、知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（三）第4条、第5条と一致する。</p>

3

## 主な内容

- 1、中国の営業秘密関連制度の概要
- 2、営業秘密関連の法改正にかかる解説
- 3、営業秘密関連の注目すべき判決**
- 4、営業秘密管理における留意すべき点



# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 1

原告浙江新和成股份有限公司 VS 被告 1 福建省福抗薬業股份有限公司、被告 2 福建省海欣薬業股份有限公司、被告 3 俞科 営業秘密侵害紛争事件

一審判決書 (2014) 浙紹知初字第500号 浙江省绍兴市中級人民法院

二審判決書 (2017) 浙民終123号 浙江省高級人民法院

判決内容:

- ① 被告が侵害行為を停止する。
- ② 被告が原告に3500万人民元を賠償する。
- ③ 被告が合理費用、訴訟費用（部分）を負担する。



# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 1

原告

浙江**新和成**股份有限公司

被告

①福建省**福抗**薬業股份有限公司

↑  
↓  
関連会社

②福建省**海欣**薬業股份有限公司

③**俞科**（自然人）

技術販売

元従業員



# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 1

### 焦点問題

- ① 秘密に関する証拠は、被告が複製できるか。
- ② 原告が主張した技術情報は営業秘密に該当するか。
- ③ 被告の行為が権利侵害行為に該当するか。
- ④ 侵害行為が成立した場合に、民事責任の負担に関する認定は、適当か。



# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 1

- ① 秘密に関する証拠は、被告が複製できるか。

### 独占行為による民事紛争事件の審理に関する最高人民法院の法律適用の若干の問題に関する規定（参考適用）

第11条 証拠が国家秘密、営業秘密、個人のプライバシーまたはその他の法により秘密措置を講じられるべき内容に係る場合、人民法院は、**職権に基づき、又は当事者の申請により**、不公開開廷、複製の制限または禁止、代理人のみに対する開示、秘密保持承諾書の締結などの**保護措置を講じることができる。**

コメント：営業秘密侵害に関わる紛争事件において、営業秘密の二次漏洩を防ぐために、当事者は、必要に応じて、裁判所に、営業秘密保持措置を講じるように申請することができる。



# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 1

② 原告が主張した技術情報は営業秘密に該当するか。

### 秘密点 の確定

- ① 10個の秘密点を確定した。
- ② 秘密点を記載する媒体を確定した。

### 秘密措置 の立証

- ① 被告1の秘密保持に関する社内規程
- ② 原告と被告3との秘密保持契約書
- ③ 原告とその他会社との秘密保持契約書

### 非公知性 の立証

秘密点と公知技術との区別点の説明



# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 1

③ 被告の行為が権利侵害行為に該当するか。

被告 3

原告の技術情報を盗んで、被告 1 に販売した。

被告 1

被告 3 から原告の技術を購入した後、自ら使用し、被告 2 にその技術を使用させた。

被告 2

不正な手段で取った技術であることを知りながら、積極的にその技術を使用する。



被告が使用している技術は原告の技術と同一する。

自ら開発したもの、または、リバースエンジニアリングによる得たものを立証できなかった。



# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 1

④ 侵害行為が成立した場合に、民事責任の負担に関する認定は、適当か。

### 侵害行為停止

生産・販売行為の停止

技術資料の廃棄

生産設備の廃棄

### 損害賠償

侵害者が獲得した利益

**処罰的な賠償**



# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 1

コメント:

- ① 秘密情報の具体的な内容（秘密点）を特定し、媒体（書面、電子データ）に記録すること
- ② 社内規程を作成し、従業員との秘密保持契約書、他社との秘密保持契約書を締結すること
- ③ 刑事ルートを積極的に利用すること



# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 2

原告鶴壁市反光材料有限公司 VS 被告 1 宋俊超、被告 2 李建発、被告 3 鶴壁  
睿明特科技有限公司 営業秘密侵害紛争事件

一審：(2015)鶴民初字第96号 河南省鶴壁市中級人民法院  
二審：(2016)豫民終347号 河南省高級人民法院

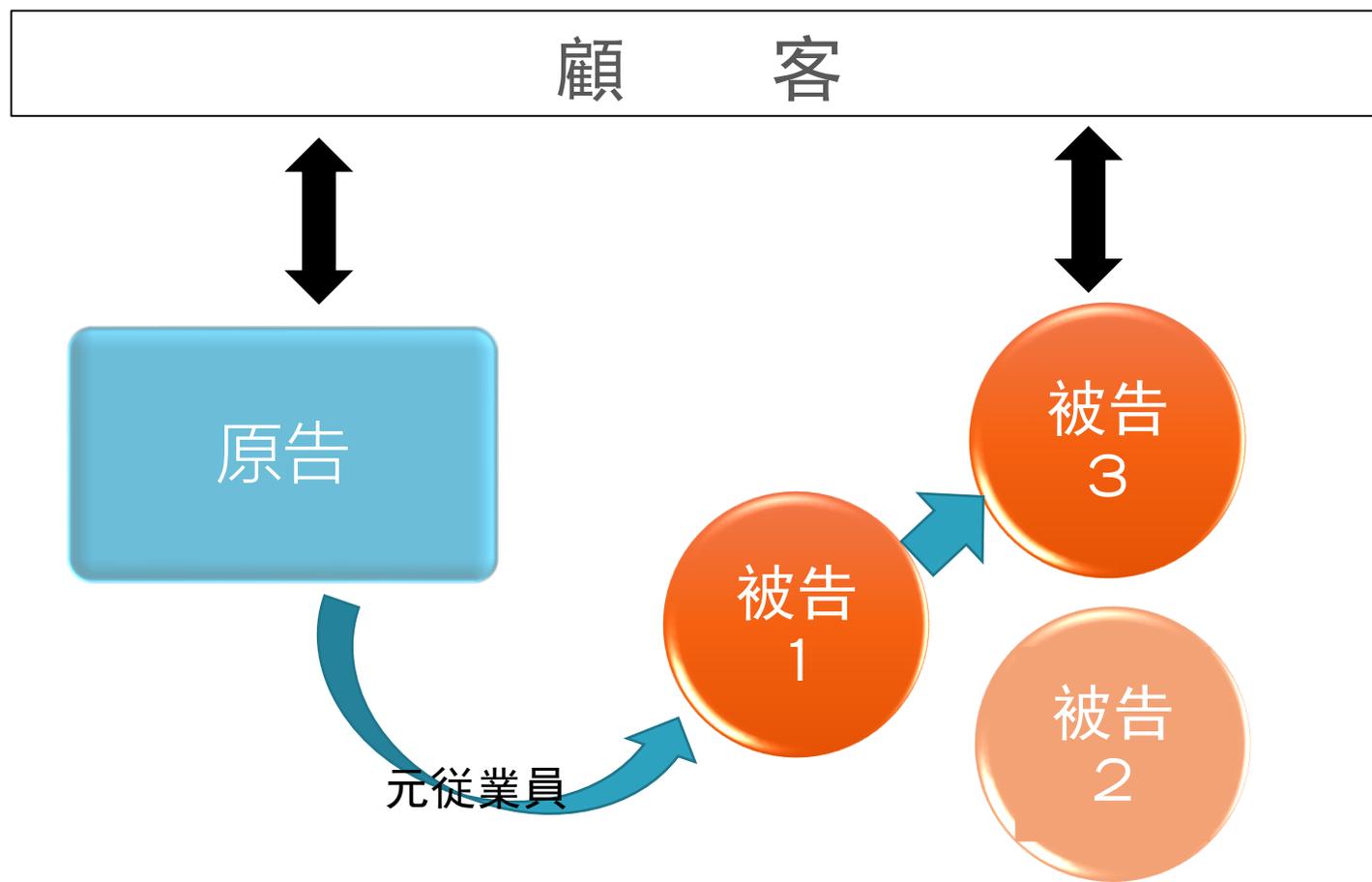
判決内容：①被告 1 と被告 3 は、権利侵害行為を停止し、2年間以内に原告の  
営業秘密を使用してはいけない。  
②被告 1 と被告 3 は、原告に35万元人民元を賠償する。  
③訴訟費用、財産保全費用は、被告 1 と被告 3 が共同で負担する。



# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 2

### 事件経緯





# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 2

### 焦点問題：顧客名簿は営業秘密か？

原告の主張：営業秘密は、顧客名簿を指す。

原告の証拠：① 2010～2015 五年間の取引記録の明細表（合計18ページ）  
② 増値税発票6部、出荷明細書 2部；送金証明書 2部，発注通知書2部、被告1が署名した発注通知書2部、出荷明細書2部  
③ 被告 1 が署名した出張作業日程表 6 ページ、出張計画1部  
④ 東北への出張の旅費申告書

裁判所の認定：原告が提出した証拠は、原告の顧客名簿が大量の人力・お金を費やしたうえ取得したものであり、公開されている情報と異なっていることを立証できる。



# 営業秘密関連の注目すべき判決

## 判例 2

コメント:

- ① 顧客名称、住所、連絡方法だけではなく、取引習慣、価格の受入能力、品質に対する要求も収集と整理すること
- ② 顧客開発の投入を立証できる証拠を保存すること
- ③ 顧客名簿に対して秘密保持措置を取ること

4

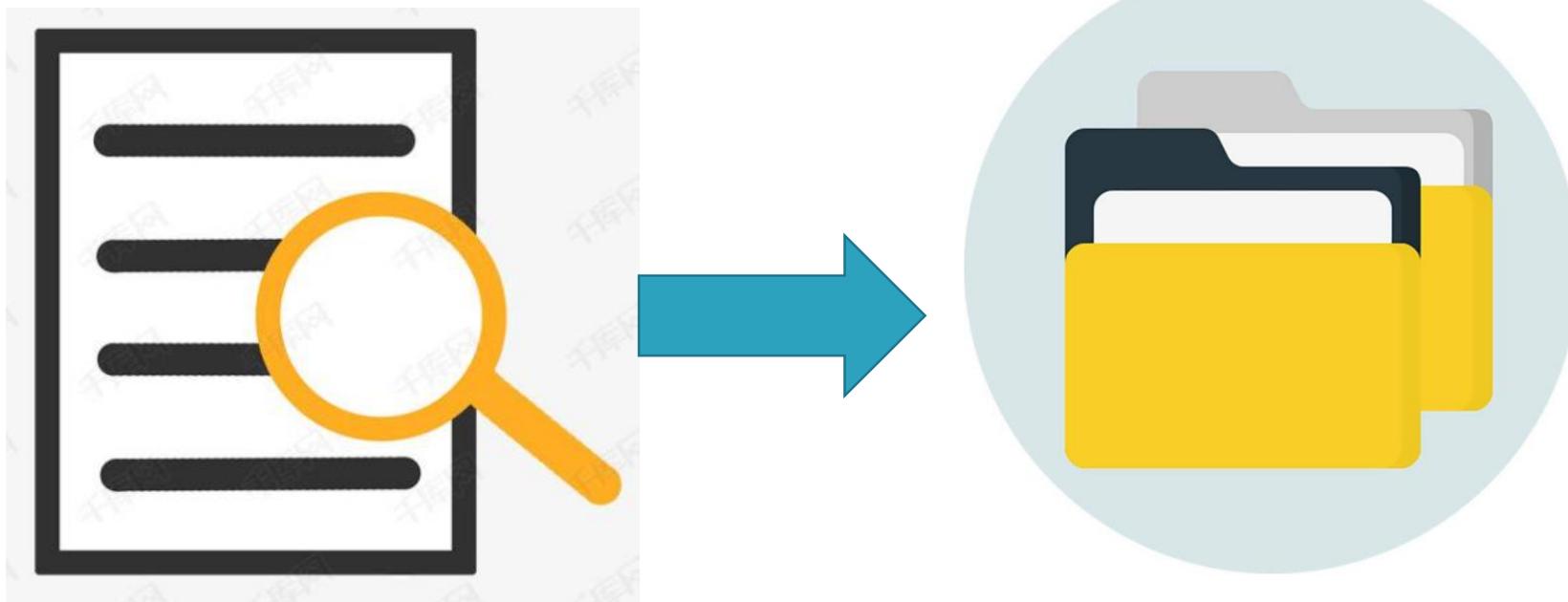
## 主な内容

- 1、中国の営業秘密関連制度の概要
- 2、営業秘密関連の法改正にかかる解説
- 3、営業秘密関連の注目すべき判決
- 4、**営業秘密管理における留意すべき点**

# 営業秘密管理における留意すべき点

## 留意点 1:

営業秘密の具体的な内容（秘密点）を洗い出し、具体化し、媒体に固定すること



## 留意点2:

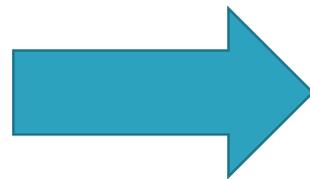
通信手段が発達している時代において、電子データの保存、  
伝送、コピーなどに対する技術的な管理を強化すること



# 営業秘密管理における留意すべき点

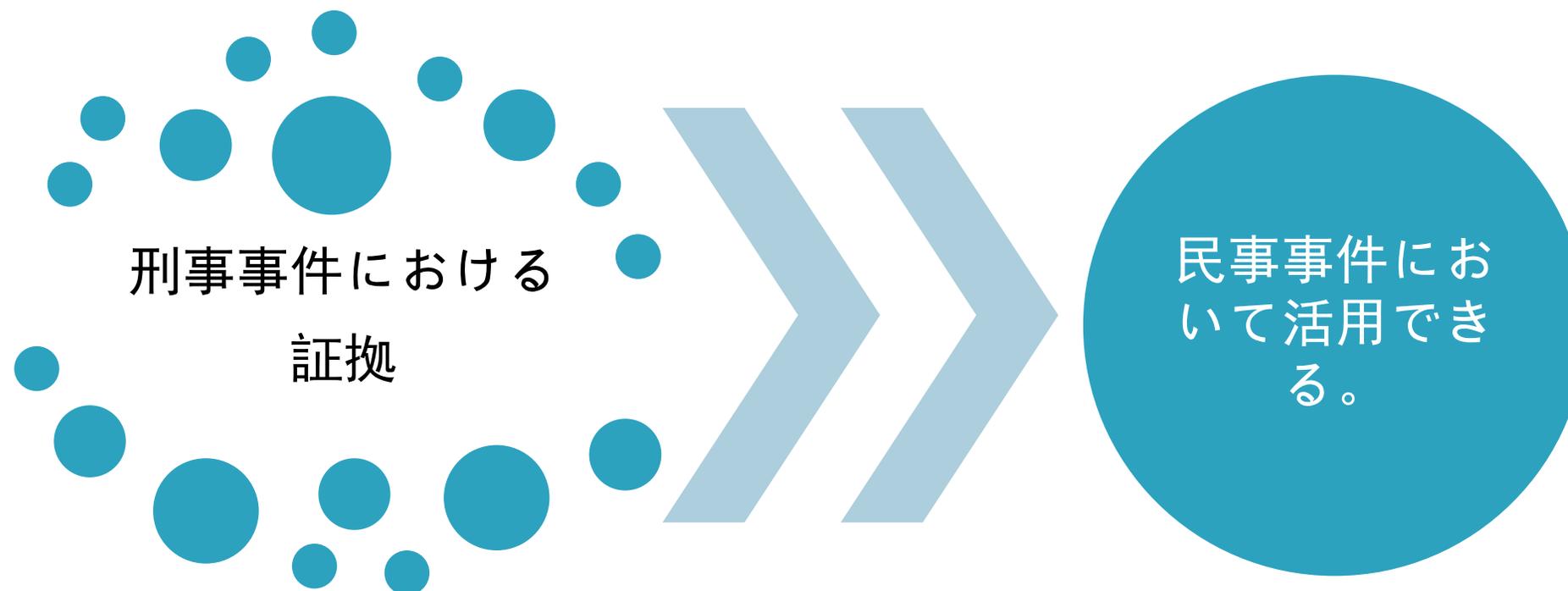
## 留意点3:

資料及び証拠を慎重に収集、保存すること



## 留意点4:

刑事ルートを積極的に利用すること





THANKS  
FOR LISTENING!